

子育てしやすい

職場づくりに取り組む

企業を応援します!

事業者の
みなさまへ



男性労働者が仕事と家庭を両立し、
安心して働き続けることができる職場環境づくりに
取り組む市内事業者に奨励金を支給します。

1 男性育児休業取得促進奨励金

市内企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、
企業に対し奨励金を支給します。

1事業者当たり **50万円** / 年度

50万円に達するまで
何度でも申請できます!



詳細はこちら

メニュー名	育児休業の取得期間	支給額
スタートアップコース	通算14日以上~1ヶ月未満	10万円
ステップアップコース	通算1ヶ月以上	20万円

2 男性の子の看護等休暇取得促進奨励金

市内企業に勤務する男性労働者が子の看護等休暇※を合わせて
40時間以上取得した場合、企業に対し奨励金を支給します。

1事業者当たり **10万円**



詳細はこちら

※対象となる子の看護等休暇制度

- ・年次有給休暇とは別途取得できる有給の休暇であること
- ・対象となる子1人あたり年5日(2人以上の場合は年10日)以上の休暇が付与されること
- ・養育する子が小学校3年生を修了するまで利用できる制度であること

対象となる事業者

- 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等であること
- 市内に事業所があること
- 雇用保険適用事業所の事業者であること
- 「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していること
- 就業規則等に育児休業等制度の規定を設けていることなど
※詳細については、申請要領をご覧ください。



はつかいち
子育て応援宣言企業の
詳細はこちら

申請方法

育児休業から復帰後（もしくは、看護等休暇を40時間以上取得した後）、市ホームページに掲載している申請書類一式をダウンロード後、必要事項を記入し、必要な添付資料を揃え、持参もしくは郵送で申請してください。

必要書類

- ・奨励金支給申請書兼実績報告書兼請求書
- ・商業・法人登記簿謄本の写し（個人事業者の場合は開業届の写し）
- ・はつかいち子育て応援宣言企業登録証の写し
- ・就業規則等の写し
- ・当奨励金の申請に係る誓約書
- ・市が3ヶ月以内に発行した市税の「滞納がない証明書」（市が確認することに同意する場合は、提出不要）
- ・対象労働者の雇用保険被保険者証の写し
- ・育児休業（または、子の看護等休暇の取得）の状況が確認できる書類（対象労働者から提出された育児休業取得申出書の写しなど）
- ・対象労働者に子がいることや誕生日が確認できる書類（母子健康手帳、住民票等）
- ・対象労働者の勤務場所や所定労働時間が確認できる書類（労働条件通知書等）
- ・対象労働者の育児休業取得実績（または、子の看護等休暇取得実績）が確認できる書類（出勤簿、タイムカードの写し等）

申請受付期間

令和7年 5月1日(木)～ 令和8年 3月31日(火)

※予算に達し次第、終了となります。

お問い合わせ先

廿日市市産業部産業振興課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11-1

電話：(0829)30-9140 メール：sangyo@city.hatsukaichi.lg.jp